

松風グループ 英国現代奴隸法に関する声明

株式会社松風（以下、「当社」といいます）は、2015年英国現代奴隸法第54条に基づき、本声明を公表します。

本声明は、2022年度（2022年4月1日～2023年3月31日）における松風グループ（以下、「当社グループ」といいます）の現代奴隸及び人身売買の防止に関する方針並びに取組みを開示するものであります。

1. 事業概要と組織

当社は、歯科材料・機器の製造・販売を行っている歯科器材の総合メーカーです。日本、北米・中南米、欧州、アジア・オセアニアを中心に事業を展開し、国内外の歯科医療従事者及び歯科医療教育機関に、歯科治療や歯科技工で使用される材料・機器を提供しております。2023年3月31日時点で、国内4社及び海外14社の連結子会社を有し、連結従業員数は1,299名（国内：663名、海外：636名）となっております。

英国においては、ADVANCED HEALTHCARE LTD.が歯科材料の研究開発及び製造販売の事業を行うとともに、ドイツ・子会社のSHOFU DENTAL GmbH及びMERZ DENTAL GmbHを通じて間接的に販売を行っております。

当社グループ及び当社グループの事業の詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。
<https://www.shofu.co.jp/index.php>

2. 奴隸労働・人身売買防止に関する方針

当社グループでは、国内外のグループ従業員が人権問題をはじめ、法令、社内規程等を順守し、共通の倫理的な価値観をもって行動するための基準として、「松風グループ行動規範」を定めています。

松風グループ行動規範において、基本的人権の尊重を目的に、①相互に基本的人権を尊重し他者の基本的人権を侵害しないこと、②個人の多様な価値観を認めて人種・性別・年齢・経歴・出身地・信条・身体上の理由・その他非合理的な要素に基づく差別的な取扱いをしないこと、③強制及び意思に反しての就労並びに児童労働を認めないこと、④関係法令を順守し企業倫理に基づいた調達活動を行うことを掲げています。

3. 奴隸労働・人身売買防止に関する取組み

当社グループでは、国内外のグループ従業員に「松風グループ行動規範」を展開し、人権尊重を含む規範の遵守を徹底しております。

また、当社グループ内における法令違反や不正行為の防止に加えて、リスクの早期発見と速やかな是正を図るために内部通報制度を整備し、人権問題について国内外のグループ従業員が通報及び相談できる体制を構築しております。

さらに、社長執行役員を委員長とする倫理委員会を設置し、人権問題をはじめコンプライアンスを確保するための諸施策の審議・決定を行うことで、当社グループのコンプライアンスの実効性を高めております。

4. 今後の取組み

当社グループは、事業を遂行していく上で、全ての人の基本的人権の尊重が重要であると考え、人権尊重に関する教育及び啓発を継続的に実施していくとともに、今後も「松風グループ行動規範」に則り、当社グループ及びサプライチェーン全体における奴隸労働、人身売買、児童労働、強制労働といった人権問題について、根絶に向けた取組みを進めてまいります。

本声明文は、2023年9月7日に当社の取締役会により承認されました。

2023年9月7日

株式会社 松 風
代表取締役社長 社長執行役員
高見 哲夫

高見 哲夫